

人事院公示第9号

人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第27条第3項第2号の規定に基づき、令和4年人事院公示第12号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月31日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる前書きの傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる前書きの傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号） <u>第27条第3項第2号</u> の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第1項に規定する手数料の納付を現金であることができる事務所の指定に関し、次のとおり決定した。	人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号） <u>第26条第3項第2号</u> の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第1項に規定する手数料の納付を現金であることができる事務所の指定に関し、次のとおり決定した。

- 2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。